

Q



### 代引きで届いた商品

仕事から帰ると、母が「代引きで届いたから、受け取っておいたわよ」と荷物を渡してくれました。中身を確認してみたのですが、注文した覚えがないものでした。母が支払ってしまった代金を返してほしいです。

代引きとは、ネット通販などで購入した商品の代金を、商品到着と同時に配送業者に支払い、引き換えに商品を受け取るサービスのことです。

事例のように商品を代引きで受け取ってしまった場合、早急に発送元・販売元に注文した覚えがないことを説明して、返品や返金の対応を求めましょう。

荷物が届く予定のある場合は、代引きの有無も含めて家族に事前に伝えておくのが望ましいです。また、家族あてなど、受け取るべきかをすぐに判断できない場合は、配送業者に事情を話して一旦荷物を持ち帰ってもらうと良いですね。普段から家族でルールを決めておきましょう。

A



## 8月の消費生活相談(専門相談員による面談)

西濃6町のどこでも相談ができます(予約優先)。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	8/ 4(火)、18(火)	22-1152
関ヶ原町	8/11(火)、25(火)	43-0070
養老町	8/ 3(月)、17(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	8/ 7(月)、24(月)	27-3111
輪之内町	8/ 6(木)、20(木)	68-0185
安八町	8/13(木)、27(木)	64-3111